

平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 g u m i
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 光 宏 尚
(コード番号: 3903 東証市場第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 川 本 寛 之
(TEL. 03-5358-5322)

(開示事項の経過) 当社韓国子会社における不正行為に関して

株式会社 gumi (本社: 東京都新宿区、代表取締役社長: 國光宏尚、以下「当社」) は平成 27 年 3 月 19 日に、韓国における一部報道において、当社の韓国子会社 gumi Korea, Inc. (本社: Seoul-si, South Korea、代表理事: 大野木勝、以下「本件子会社」) で横領がなされた可能性があるとの報道があったことにつき、当社は当該不正行為について調査中であり、公表すべき事実が確定し次第開示する旨の見解を公表しました。

本日開催された臨時取締役会において、本件に関する内部調査チームからの最終報告がなされ、不正行為の事実、範囲及びその影響額が確定しましたので、その内容を下記概要の通りお知らせいたします。

当社の連結子会社において、このような不正行為が行われたことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

今後、管理体制の見直しと監査機能の強化を実行し、当社が推進する海外戦略におけるガバナンスリスクの最小化を実現してまいります。

なお本件が当社平成 27 年 4 月期連結業績に与える影響は軽微です。

記

1. 当社の調査体制

本件子会社の従業員から、同社の別の元従業員 (以下、元従業員 A) が不正行為を行っている旨の内部告発を受け、当社は平成 27 年 3 月 16 日に内部調査チームを発足しました。内部調査チームには、本件不正調査の客観性及び信頼性をより高めるため、社内の調査委員に加え、当社と利害関係を有しない外部の専門家を含めて編成することとしました。この結果内部調査チームは、武市法律事務所の清水健次弁護士を調査チームの委員長に据え、外部の専門家として、株式会社スターシア (日本及び韓国にて会計関連サービス・コンサルティング業務に従事) 及び法務法人忠正 (Hwang Mok Park P. C.、韓国の法律事務所) を補助者として、当社社内からは川本取締役、梅田監査役、鈴木監査役及び池川監査役が調査委員として参加し、本格的な調査に着手しました。

2. 調査の範囲

内部調査チームは、本件不正行為と関連して、グループガバナンスを再強化する目的で、

本件不正行為の調査に加えて、当該子会社以外の他の当社グループ会社における類似案件の有無についても調査を実施しました。

また本件不正行為の調査期間は、当該子会社および他の当社グループ会社ともに、その設立時（当該子会社については平成 24 年 4 月）から、当社においては過去 3 年分を対象としました。

3. 調査の内容

本件子会社の調査においては、元従業員 A を含めた本件子会社の従業員等に対するヒアリングを実施し、当該ヒアリングをもとにして会計専門家である調査補助者より、本件不正行為の類型ごとの取引金額を含めた全体像の把握を行い、その他本件不正行為に関連する各種証憑資料の精査（本件子会社の現地における法律事務所による調査を含む。）及び不正行為に係るアンケート等を実施しました。

またその他の当社グループ会社の調査においては、当社を含むグループ会社におけるコーポレートカードの利用状況をカード利用明細の取り寄せ、その内容の確認を実施することにより、調査を行いました。さらに取引実態のない支払等その他の不正取引の有無を検証するため、本件子会社における本件不正行為と類似するもの、その他一般的に不正が起きやすいものについて、一定の基準にて抽出をし、必要に応じ証憑等による内容の確認を当社の全てのグループ会社において行いました。

4. 判明した不正行為の概要

・コーポレートカードの私的利用

本件調査により判明した不正の第一は、コーポレートカードの私的利用です。

元従業員 A は自身のゼネラルマネージャーの権限を悪用し、私的な物品やサービスを購入し、当該カードの利用代金を本件子会社の経費として処理させ、もって本件子会社に損害を与えました。

本件不正行為による損害額は、当期を含む直近の 3 事業年度合計で約 26 百万円と判明しています。

・取引実態の無い支払等

本件調査により判明した不正の第二は、取引実態の無い支払が行われたことです。

当該子会社における人材採用において、人材採用会社からの紹介実績のないスタッフを雇用したにもかかわらず、特定の人材採用会社に人材紹介の手数料を支払ったことにより、本件子会社に損害を与えました。

また元従業員 A は上記の人材採用会社に業務コンサルティングを委託しましたが、同社とのコンサルティング契約ならびに具体的な成果物が無いにも関わらず、同社に手数料を支払ったことにより、本件子会社に損害を与えました。

本件不正行為による被害額は、当期を含む直近の 3 事業年度合計で約 12 百万円と判明しています。

なお、コーポレートカードの不正利用については、元従業員 A がコーポレートカードを所持していたことを本件子会社の他の従業員も認識していたため、本件子会社の組織的な関与、すなわちコーポレートカードの社内的な不正利用の可能性についても検討を行いました。

この調査の結果、他の従業員は所定の経費支払の手続きを履践している点、コーポレートカードの元従業員 A と他の従業員との共同の利用を伺わせるような特別な事情が発見されなかった点、及び元従業員 A が自らのコーポレートカードの利用（又は経費の使用）について、正当なものとして認められていると他の従業員に言い聞かせていた点などを考慮し、本件不正行為は元従業員 A が単独で行ったものであり、コーポレートカードの社内的な共同の不正利用はなかったと判断しています。

また、当該子会社以外の調査においては、元従業員 A における私的利用のような業務に関連しないコーポレートカードの利用や、その他不正又は不審と思われるものは発見されませんでした。さらに取引実態のない支払等その他の不正取引と思われるものも発見されませんでした。

5. 不正行為を行った従業員に対する処分

当社は、平成 27 年 4 月 9 日に懲戒委員会を開催し、本件不正行為を行った元従業員 A を同日付で懲戒解雇しました。元従業員 A に対しては責任追及のため、速やかに刑事告訴および損害賠償請求を行うことを予定しております。

6. 本件不正行為を受けた今後の再発防止策

当社は、当社の連結子会社においてこのような不正行為が行われたことについて厳粛に受け止めており、以下の再発防止策を本日開催の臨時取締役会で決議し、忠実に実現していくとともに、更なるグループガバナンスの強化にむけて不断の見直しを図ってまいります。また下記再発防止策は平成 27 年 4 月末頃を目処に構築を完了し、適正に運用してまいります。

・今後の再発防止策

1. コーポレートカードの原則廃止、またはカード管理体制の強化
2. 取引実態のない支払等の防止策（支払先の多岐にわたる定期的なモニタリング）
3. 管理機能の強化（子会社の経費面について深度ある監視機能を担う部署の新設）
4. 内部監査の充実（内部監査部門の人員増強、及び子会社管理部門との連携）

7. 業績への影響

当該不正行為による損害金額（約 38 百万円）については、既に過年度決算等において費用計上されております。当該不正金額について、求償権の計上と同額の貸倒引当金を計上する予定ですが、過年度の各決算に与える影響は軽微であるため、過年度の決算等の訂正は行いません。また同上の理由により、平成 27 年 4 月期連結業績に与える影響は軽微です。

以 上